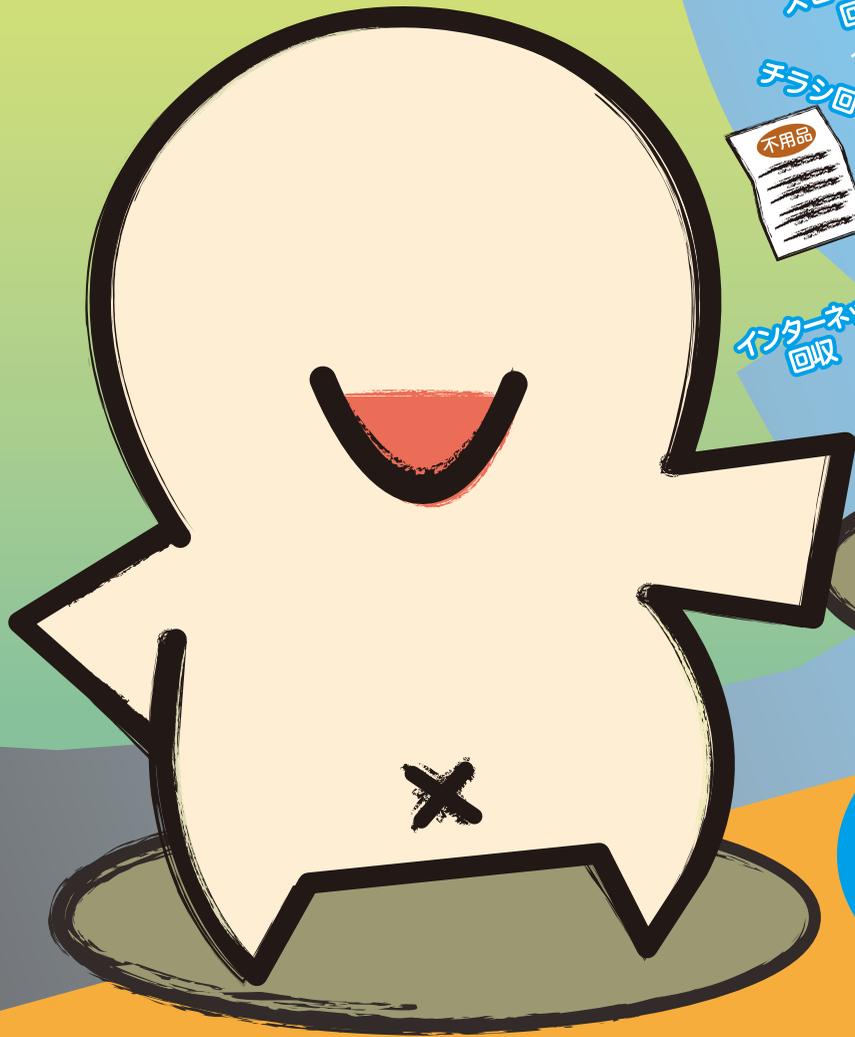


# 産業廃棄物収集運搬業の許可では 家庭からの廃棄物である不用品の回収はできません!

※家庭からの廃棄物は一般廃棄物であり、産業廃棄物ではありません。



**ダメ! 違法な  
不用品回収  
行わない! 利用しない!**

## 無許可業者にならないために

- 区市町村からの委託や許可を受けないで家庭からの廃棄物の処理を行う行為は廃棄物処理法に違反します（区市町村からの委託等がなければ、産業廃棄物の許可や事業系一般廃棄物の許可があっても家庭からの廃棄物を処理することは出来ません。）。

## 無許可業者を利用しないために

- 家庭からの廃棄物の処理は、区市町村によることが原則となっています。
- 一般家庭における遺品整理や引越し、ハウスクリーニングに伴い排出される粗大ごみ、家電などは一般廃棄物に該当します。処理に当たっては区市町村の指導に従ってください。

※処理料金に相当する金品を受領して不用品を回収する行為は廃棄物の処理に該当します。  
※古物商の許可は中古品などの売買を行うための許可です。廃棄物である物を取り扱うことはできません。  
※無償で引き取った物であっても、廃棄物としての物的性状等を有するものは廃棄物に該当します。また、他の物と抱合せで買い取るなど有価物を偽装したものも同様です。  
※不要となった家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機は、中古品として再使用されるもの以外、廃棄物として取り扱い、家電リサイクル法・廃棄物処理法に基づく処理が必要になります。  
※廃棄物の処理とは、運搬車両への積み込み、運搬（積替えを含む）、処分（再生することを含む）する行為がこれに当たります。

金属スクラップとしてエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機  
及びPCB含有機器を扱うことは**違法**です！

バタ！！

これから廃家電やPCB  
トランス・コンデンサを  
回収するよ。

いっぱい  
集めたんだよー

しかし後日…

3 1  
4 2

トランス(変圧器)  
電気を工場等で利用  
するために、電圧を低  
くする機器

コンデンサ(蓄電器)  
電気を一時的に蓄え、  
効率よく使えるよう  
にする機器

逮捕だ！！

ぴええええ！！

集めた廃家電たちを潰して、鉄  
や銅を回収するんだ。  
リサイクルだから許可はいら  
ないんだよ。

Q. 彼はどうして逮捕されてしまったのでしょうか。

A. それは**廃家電4品目やPCB含有機器は有害物資やフロンガスが  
流出しないように、廃棄物としての処理(※)が必要だから**です。

※ エアコン、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機の廃家電4品目は、家電リサイクル法による認定、廃棄物処理法による許可・認定を受けた者以外、処分(リサイクルを含む)することはできません。  
また、**有害物質やフロンガスを取り除いて廃棄物として処分すべきことが定められています。スクラップとして買い取ることはできません！！**(家電リサイクル法、廃棄物処理法)

家庭から排出される廃家電4品目の収集運搬は、排出者、区市町村、区市町村から委託を受けた者、一般廃棄物収集運搬業者(許可の範囲に家庭からの廃棄物を含む者に限る)、家電小売店、家電小売店から委託を受けた一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬業者(許可業者)、指定法人、認定を受けた製造業者等又は指定法人若しくは認定製造業者等から委託を受けた者のみが行うことができます。事業所から排出されるものは、排出事業者、排出事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者、家電小売店、家電小売店から委託を受けた一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬業者、指定法人、認定を受けた製造業者等又は指定法人若しくは認定製造業者等から委託を受けた者のみが行うことができます。(中古品として再使用される物を除きます。)

※ PCBは有害物質です。PCBを含むトランス及びコンデンサなどは、**譲渡し、譲受けが禁止されています。**PCBが含まれていないことが確認されている機器のみ取り扱うことができます！！(PCB特別措置法)

【問合せ先】環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課 不法投棄対策担当  
(電話) 03-5388-3446

平成28年10月発行  
東京都環境局

印刷物登録  
平成28年度 第51号